

瀬戸市企業再投資促進補助金のご案内

(平成26年4月1日から実施)

瀬戸市では、地域経済の中核となっている企業の市外への流出を防止し、さらなる地域経済の発展、雇用基盤の拡充を図るため、長年にわたり（原則、20年以上）市内に工場等を立地して、地域経済及び雇用基盤を支えてきた企業の市内での再投資に愛知県と連携して補助金を交付することで支援いたします。

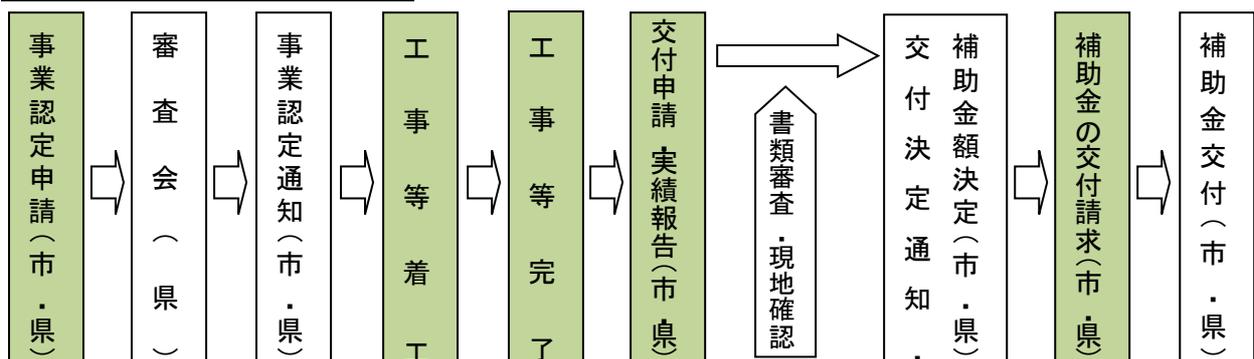
対象事業者	瀬戸市内に原則、20年以上立地する工場等を有する企業で、工場、研究所の新増設を行う企業	
対象業種	製造業	
対象分野	(1) 航空宇宙、次世代自動車、環境・新エネルギー、ロボット、情報通信、健康長寿、その他市長（知事）が認める分野	
	(2) 愛知県の産業集積の推進に関する基本方針に定める東尾張地域の集積業種の分野 ※裏面参照	
交付要件	投資規模要件	大企業：25億円以上 中小企業：1億円以上
	雇用維持要件	大企業：100人以上 中小企業：25人以上
補助対象経費	土地を除く固定資産取得費用 (新増設に係る工場建設費、機械装置費等)	
補助率	10%以内（市5%以内・愛知県5%以内）	
限度額	10億円（市5億円・愛知県5億円）	
申請時期	工事着工の30日前までに事業認定が必要	

※愛知県の新あいち創造産業立地補助金（Aタイプ）の認定を受けることが必要です。

※瀬戸市企業立地促進奨励金と重複して補助金を受けることはできません。

※操業開始後、交付要件を満たさなくなった場合や5年以内に操業を廃止等した場合、無断で取得財産を売却等した場合は補助金返還の対象となります。

補助金交付手続きの流れ



■ は申請事業者が主体となって行うものです。

【愛知県の産業集積の推進に関する基本方針に定める東尾張地域の集積業種の分野】

輸送機械 関連産業	11 繊維、16 化学(161,1624,165,166 を除く)、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、22 鉄鋼、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械 (274 を除く)、28 電子部品、29 電気機械(2962,2973 を除く)、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他(323に限る)
繊維関連産業	11 繊維、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械(274 を除く)
電気・電子機器 関連産業	11 繊維、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、32 その他(323に限る)
機械・金属 関連産業	11 繊維、16 化学(161,1624,165,166 を除く)、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、22 鉄鋼、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、32 その他(323に限る)
健康長寿 関連産業	9 食料品、10 飲料・飼料(105 を除く)、11 繊維、12 木材・木製品、13 家具・装備品、14 パルプ・紙、16 化学(161 を除く)、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、23 非鉄金属、24 金属製品、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他(323,3297に限る)
新エネルギー 関連産業	11 繊維、16 化学(161,1624,165,166 を除く)、21 窯業・土石、22 鉄鋼、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械 (274 を除く)、28 電子部品、29 電気機械 (2961,2962,2973 を除く)、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他(323に限る)
農商工連携 関連産業	9 食料品、10 飲料・飼料(105 を除く)、11 繊維、12 木材・木製品、13 家具・装備品、16 化学、18 プラスチック、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械(274 を除く)、28 電子部品、29 電気機械(2961,2962,2973 を除く)、30 情報通信機械、32 その他(323,3297に限る)
食料・飲料品 関連産業	9 食料品、10 飲料・飼料(105,106 を除く)、14 パルプ・紙(1431,1451,1454に限る)、18 プラスチック(1831,1832,1891 を除く)、21 窯業・土石(2114に限る)、24 金属製品(241に限る)、26 生産用機械(2641,2645に限る)
住宅・建築物・ 同設備関連産業	11 繊維(116,117,118 を除く)、12 木材・木製品(123 を除く)、13 家具・装備品、16 化学(161,1624,165,166 を除く)、18 プラスチック(1831,1832,1891,1892 を除く)、19 ゴム製品(1933に限る)、21 窯業・土石(2114,2115,2116,2142 を除く)、24 金属製品(241,242 を除く)

お問い合わせ先

愛知県 瀬戸市 地域振興部 産業政策課
〒489-0871 愛知県瀬戸市追分町 64-1
TEL:0561-88-2651 FAX:0561-82-2931